

8 消安第1991号
令和8年6月25日

各都道府県畜産主務部長（別記） 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う周知について

今国会で成立した家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号）については、一部の施行期日を政令により定めることとされていたところです。

今般、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令について、閣議決定を経て、本日公布され、下記のとおり、施行されることとなりましたので、貴職におかれましては、関係者への連絡等、遺漏なきようお願いいたします。

特に、別添概要の3の「輸入禁止品への対応強化」につきましては、輸入禁止品の販売等が禁止されたことから、このことについて御了知いただくとともに、都道府県庁内の関係部署と連携し、管内市町村、関係団体等を通じて、外国食材店、外国人コミュニティをはじめとした関係各所に対し、別紙リーフレット等により御周知いただきますようお願いいたします。

記

1 令和8年7月1日施行

- ・ランピースキン病の家畜伝染病への追加（別添概要の1）
- ・輸入禁止品の販売等の禁止、家畜防疫官による立入検査権限（別添概要の3） 等

2 令和9年5月1日施行

- ・登録飼養衛生管理者によるワクチン接種の特例

以上

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要

背景

- 令和6年11月、福岡県でランプースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。検査技術の確立を踏まえた殺処分とすることが肝要
また、県の獣医師の業務量が過大となる中、効果的なワクチン接種の実施体制の構築が急務
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売が散見され、早急に対応が必要

法律の概要

1. ランプースキン病を家畜伝染病に格上げ

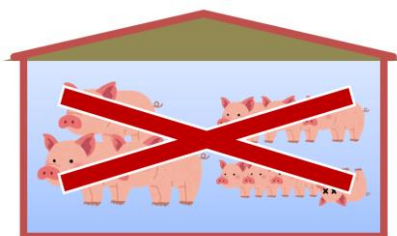
- 届出伝染病から家畜伝染病へ格上げし、緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）
【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】



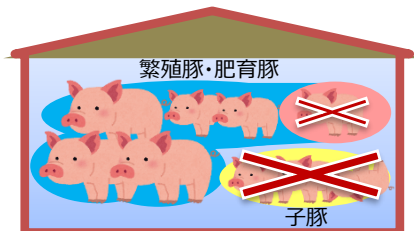
2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、子豚や症状があり検査陽性となった豚を殺処分とする方法に変更
【第16条第1項、第17条】



全頭殺処分



豚熱陰性

選択的殺処分

豚熱陽性

(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

- 都道府県からの要請があった場合、研修を受け獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置【原始附則第5条～第10条】
- 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から大学や民間検査機関に委託した場合、委託費の1/2を国が負担
【第60条第1項】

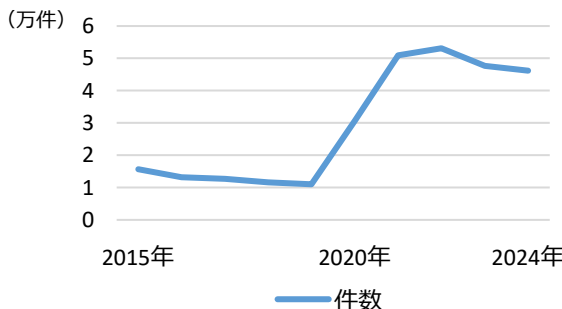
3. 輸入禁止品への対応強化

- AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置

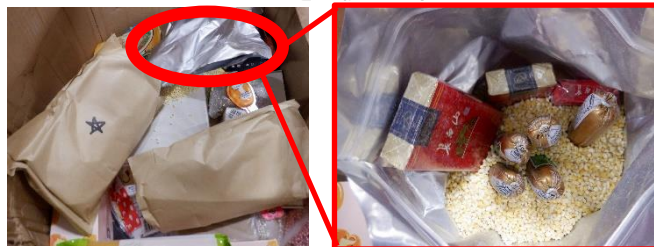
- 輸入禁止品の販売等を禁止【第44条の2】
- 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与

【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



開封後

施行期日

令和8年7月1日

(ただし、2(1)、(2)②は本改正法の公布の日(令和8年5月19日)。2(2)①は令和9年5月1日)